**申立書**

令和　　年　　月　　日

(提出先)

勝央町長　殿

申立人　(入 居 予 定 者)住所(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

氏名(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。なお、住宅用家屋証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明が取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

１　家屋の所在地　　勝田郡勝央町

　　及び家屋番号

2　入居予定日　　　令和　　年　　月　　日

３　入居が登記の後になる具体的理由（該当する□にレ）

* 抵当権設定登記を急ぐため
* その他

（具体的に記入：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 )

４　現住の家屋の処分方法と添付書類(該当する□にレ)

☑現住所の住民票の写し（必須）

　　（処分方法）　　　　　　　　　　　　　 　 （添付書類）※いずれか必須

　□　自己所有を売却する　───────→　□　売買契約（予約）書

　　　　　　　　　　　 　　 └────→　□　売買の媒介契約書

□　自己所有を賃貸する ───────→　□　賃貸借契約（予約）書

　　　　　　　　　　　 　　 └────→　□　賃貸の媒介契約書

□　親族等が住む、親族等の持家・借家を退去する─→　□　親族等の申立書

□　借家等を退去する　　───────→　□　賃貸借契約書

└────→ □　社宅証明書

└────→　□　家主の証明書

□　その他（上記に該当しない場合等）───→　□　金銭消費貸借契約書及び抵当権設定契約書

（具体的に記入：　　　　　　　　　　　 　□

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　□

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　□

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　□

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　□